

令和元年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		運営主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
1	軽費老人ホーム (ケアハウス含む)	ケアハウスうちの桜園	社会福祉法人にいがた寿会	令和元年7月23日  実地	施設 会計	計算書類の注記事項について、注記事項と計算書類の間で一部金額の不整合がありました。社会福祉法人会計基準第29条第1項に基づき、今後正しく作成してください。	不整合の原因は、計算書類を電子開示システムにアップロードする際に、注記ファイルの選択を相違し、作成途上のファイルを選択したことによるものです。 令和元年8月5日に計算書類と整合性のあるファイルをアップロードしました。

令和元年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		運営主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
2	軽費老人ホーム (ケアハウス含む)	ケアハウス穂波の 里	社会福祉法人坂井 輪会	令和元年7月23日  実地	施設 会計	<p>経理規程について、「財務諸表及び附属明細書並びに財産目録は、理事会の認定を得て確定する。」とありました。社会福祉法第45条の30第2項及び定款第33条第2項に、理事会で承認された計算書類については、定時評議員会の承認を受けなければならないと規定されていますので、その旨を含む改正社会福祉法に対応した経理規程に改正してください。また、その他の条項についても社会福祉法改正後の実情に合わせ、見直しを行ってください。</p>	<p>令和元年8月26日開催した第2回理事会において指摘のあった内容に関し、「経理規程」の見直しを行った。</p>

令和元年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		運営主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
3	軽費老人ホーム (ケアハウス含む)	ケアハウス桃山園	社会福祉法人新潟 臨港福祉会	令和元年7月25日  実地		指摘事項なし。	

令和元年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		運営主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
4	軽費老人ホーム (ケアハウス含む)	ケアハウスはまゆう	社会福祉法人更生 慈仁会	令和元年7月25日  実地		指摘事項なし。	

令和元年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		運営主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
5	軽費老人ホーム(ケア ハウス含む)	ケアハウスリバーサイド 輝	社会福祉法人常陽会	令和2年1月16日		指摘事項なし。	
	特定施設入居者生活 介護事業所	特定施設入居者生活 介護リバーサイド輝		実地			

令和元年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		運営主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
6	軽費老人ホーム(ケア ハウス含む)	ケアハウス白寿荘西	社会福祉法人まき福祉 会	令和2年1月21日		指摘事項なし。	
	特定施設入居者生活 介護事業所	ケアハウス白寿荘西		実地			

令和元年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		運営主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
7	軽費老人ホーム(ケア ハウス含む)	ケアハウス有隣	社会福祉法人千清福 祉会	令和2年1月27日	法人 会計	計算書類の附属明細書について、サービス区分間で立て替えをした分について、独自の様式で整理していますが、社会福祉法人会計基準第30条により、「サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書」が作成すべき附属明細書となっていますので、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」別紙3(⑭)に基づき、明細を作成してください。	令和元年度から、附属明細書別紙3⑭を作成します。
	社会福祉法人	千清福祉会		実地			

令和元年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		運営主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
8	軽費老人ホーム(ケア ハウス含む)	ケアハウス優友	社会福祉法人恒慈会	令和2年1月30日	施設 運営	宿直者について、ビルメンテナンス業者との委託契約をしていますが、直接雇用ではありませんでした。新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第11条第13項に基づき、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせられるよう、直接雇用等を検討してください。	今後も引き続き募集を継続して直接雇用できるようにする。
	社会福祉法人	恒慈会		実地	法人 会計	経理規程について、第51条第3項に「計算書類は、理事会の承認を得て確定する。」とありました。社会福祉法第45条の30第2項及び定款第32条第2項に基づき、理事会で承認された計算書類については、定時評議員会の承認を受けなければならないと規定されていますので、その旨を含む改正社会福祉法に対応した経理規程に改正してください。	定時評議員会において改正社会福祉法に対応した経理規程に改正することとした。
					法人 会計	会計区分について、現在西区五十嵐中島にある居宅介護支援事業所優友内野を含む一つの事業区分及び拠点区分となっていますので、社会福祉法人会計基準第10条及び運用取扱2並びに運用留意4に基づき、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して適切に事業区分及び拠点区分を設定し、計算書類を作成してください。	社会福祉法人会計基準10条及び運用取扱2並びに運用留意4に適合した会計管理にする。本年度で準備をして来年度までに実施する。
					法人 会計	資金収支予算書について、定款第31条に基づき、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けてください。	定款第31条に基づき、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けるようにする。
					法人 会計	計算書類の注記事項について、社会福祉法人会計基準第29条第1項に基づき、必要事項を漏れなく記載してください。	社会福祉法人会計基準29条第1項に基づき、必要事項を漏れなく記載するようにする。
					法人 会計	計算書類の附属明細書が作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、必要な附属明細書を作成するとともに、社会福祉法第45条の28第3項及び第45条の32第1項に基づき、理事会の承認を受けた上で、主たる事務所に5年間備え置いて下さい。	社会福祉法人会計基準第30条、社会福祉法第45条の28第3項及び第45条の32第1項に基づき必要な附属明細書を作成するとともに理事会の承認を受けて主たる事務所に5年間備え置くこととする。



令和元年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		運営主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
					法人 会計	現金預金について、金融機関発行の残高証明書の金額と財産目録及び貸借対照表の金額が異なっていました。社会福祉法人会計基準第2条第1項に基づき正しく作成してください。また、財産目録に記載されている土地の地番が間違っていますので、訂正してください。	現金預金について、金融機関発行の残高証明書の金額と財産目録及び貸借対照表の金額を社会福祉法人会計基準第2条第1項に基づき正しく作成する。また、財産目録に記載されている土地の地番は訂正して記載する。
					法人 会計	車両の減価償却について、社会福祉法人会計基準第4条に基づき、適正に算出してください。	車両の減価償却について、社会法人会計基準第4条に基づき、適正に算出する。
					法人 運営	平成30年度及び令和元年度に開催された理事会に出席していない監事がありました。「社会福祉法人の認可について 別紙1 社会福祉法人審査基準 第3 1(3)に基づき、出席できない方が名目的に選任されることがないようにしてください。	監事に「社会福祉法人の認可について 別紙1 社会福祉法人審査基準 第3 1(3)」について説明し出席していただくようにする。
					法人 運営	理事について、1名欠員が生じている為、社会福祉法第44条第3項に基づき、補充のための手続きを行ってください。	適宜補充手続きを行う。
					法人 運営	理事の選任について、施設を設置している場合は、社会福祉法第44条第4項第3号に基づき、当該施設の管理者を理事に1人選任してください。	適宜調整を行う。
					法人 運営	理事、監事及び評議員に対する報酬等について、定めるべき支給基準のうち、「支給の方法」、「支給の形態」が定められていませんでした。社会福祉法施行規則第2条の42に基づき「役員等報酬規程」に追記してください。また、「役員等報酬規程」について、「常勤役員並びに非常勤役員に対する報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める」との記載や報酬の支払いが実態とあっていない状況が確認されました。役員等の報酬等については定款第21条により評議員会で定めることとしていますので、内容を修正してください。	役員等報酬規程を修正する。

令和元年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		運営主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
					法人 運営	<p>監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。</p>	<p>現監事の過半数の同意を得てから監事を選任するようにする。</p>
					法人 運営	<p>平成30年度及び令和元年度の評議員会について、評議員全員の出席がなく、委任状という形で書面を徴収していました。また、令和元年5月25日の評議員会議事録について、理事が出席し、理事長及び理事が署名していました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人法第181条第1項の規定に基づき、理事会において評議員会の日時及び場所並びに議題・議案を決議し、評議員会の1週間前までに理事長が各評議員に招集通知を発送した上で評議員会を開催してください。また、決議の省略をする場合には、社会福祉法施行規則第2条の15第4項第1号に基づき、適切に議事録を作成してください。</p>	<p>社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人法第181条第1項の規定に基づき、理事会において評議員会の日時及び場所並びに議題・議案を決議し、評議員会の1週間前までに理事長が各評議員に招集通知を発送した上で評議員会を開催するようにする。また、決議の省略をする場合には、社会福祉法施行規則第2条の15第4項第1号に基づき、適切に議事録を作成するようにする。</p>
					法人 運営	<p>理事長が自己の職務の執行状況についての理事会への報告を、年に3回しか行っていませんでした。定款第17条第3項に基づき、3ヶ月に1回以上行ってください。</p>	<p>定款第17条第3項に基づき、3ヶ月に1回以上行うようにする。</p>
					法人 運営	<p>理事会議事録の署名について、理事長及び参加した理事が署名していました。定款第27条第2項に基づき、出席した理事長及び監事が署名してください。</p>	<p>定款第27条第2項に基づき、出席した理事長及び監事が署名するようにする。</p>
					法人 運営	<p>監事の理事会への出席について、理事会への出席が一度もありませんでした。社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項に基づき、監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べてください。</p>	<p>社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項に基づき、監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べていただくようにする。</p>